

## 滋賀県立大学学術情報リポジトリ運用指針

### (趣旨)

第1 この指針は、滋賀県立大学(以下「本学」という。)において運用する滋賀県立大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運用指針を定めるものとする。

### (目的)

第2 本学において生産された学術研究成果等をリポジトリに蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに社会に貢献することを目的とする。

### (管理・運用)

第3 リポジトリの管理・運用は、図書情報センター(以下「センター」という。)において行うものとする。

### (登録者)

第4 リポジトリに学術研究成果等を登録できる者(以下「登録者」という。)は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある役員、教職員および大学院生
- (2) その他図書情報センター長(以下「センター長」という。)が特に認めた者

### (登録対象)

第5 リポジトリに登録する対象は、本学において作成された次の各号に掲げる教育・研究成果物とする。(文字資料以外の電子的資料(画像・データ集)を含む)

- (1) 学術論文(学術雑誌掲載論文、紀要論文、プレプリント、学会発表資料等)
- (2) 博士学位論文
- (3) 教育資料(講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等)
- (4) 科学研究費補助金研究成果報告書(最終報告書)
- (5) 特別研究成果報告書
- (6) 各種研究成果物の根拠となる研究データ
- (7) 研究シーズ集
- (8) 学部報・年報
- (9) その他、法令上・社会通念上または情報セキュリティ上等の問題が生じない教育・研究成果物(調査報告書、ワーキングペーパー、図書、歴史的史料、大学広報誌等)

(登録)

第6 リポジトリに学術研究成果等を登録することを希望する者は、所定の手続きに従い、登録を行うものとする。

2 登録を希望するものは著作権を遵守するものとする。

(登録された学術研究成果等の利用)

第7 センターは、以下の方法によってリポジトリに登録された学術研究成果等を利用する。

- (1) 当該学術研究成果等を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) (1)の複製物は、ネットワークを通じて不特定多数に無料で公開する。
- (3) 利用・保存のため、必要な複製・媒体変換を行う。

第8 センターは、リポジトリに登録された学術研究成果等の利用については、以下のことを遵守する。

- (1) 第7に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
- (2) ネットワークを通じて学術研究成果等を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(学術研究成果等の著作権と利用許諾)

第9 著作者が登録者だけの学術研究成果等を登録する場合は、登録者はセンターに対し、第7に掲げる利用を無償で許諾する。

2 共著者等の登録者以外の著作者がある場合は、登録者はあらかじめ著作権者の許諾を得ておかなければならない。

第10 学術研究成果等がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(学術研究成果等の削除)

第11 センターは、以下の場合に、リポジトリに登録された学術研究成果等を削除することができる。

- (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、それをセンター長が承認した場合
- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、著作権の侵害が明らかである、または内容が著しく不適切である等の理由により、センター長が削除を決定した場合
- (3) その他センター長が特に認めた場合

(登録者の責任)

第 12 リポジトリに登録された学術研究成果等の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

(その他)

第 13 この指針に定めのない事項については、必要に応じて登録者とセンターが別途協議することとする。

付則

この指針は、平成 25 年 6 月 27 日から施行する。

付則

この指針は、平成 26 年 2 月 5 日から施行する。

付則

この指針は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

付則

この指針は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。